



小学生 小学年の部

令和7年度 水質検査計画



小学生 中学年の部



小学生 高学年の部

第67回水道週間川崎市小学生作品コンクール 絵画・ポスターの部 特選作品

川崎市上下水道局

もくじ

1	はじめに	1
2	基本方針	1
3	水道事業の概要	2
4	水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目...	5
5	水質管理の体制と水質検査の精度	6
6	定期的な水質検査の項目、地点、頻度	8
7	臨時の水質検査	1 2
8	水質検査方法	1 2
9	水質検査計画と水質検査結果の公表	1 3
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	1 4
11	関係機関との連携	1 4

1 はじめに

川崎市上下水道局では安全で良質な水道水を供給するために、精度と信頼性の高い水質検査を行っています。水質検査計画は、水質検査項目、検査地点、検査頻度などを示した計画で、水道法施行規則第15条第6項に基づき毎年度策定し、公表することが義務付けられています。令和7年度はこの計画に基づき水質検査を行います。

2 基本方針

水質検査体制

給水栓の検査は水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）に基づく信頼性保障体制のもと自己検査を基本とします

水質検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と水質管理上必要な項目について行います

水質検査地点

水源、浄水場の原水・配水及び浄水場系統などを考慮した代表的な給水栓で行います

水質検査頻度

給水栓は法令で定められた回数又はそれ以上実施し、水源と浄水場は過去の検査結果を評価して定めます

3 水道事業の概要

域水道企業団西長沢浄水場の水源は、酒匂川と相模川です。酒匂川の飯泉取水堰、相模川の相模大堰及び沼本取水口で取水され西長沢浄水場に送られています。



図－１ 川崎市の水源

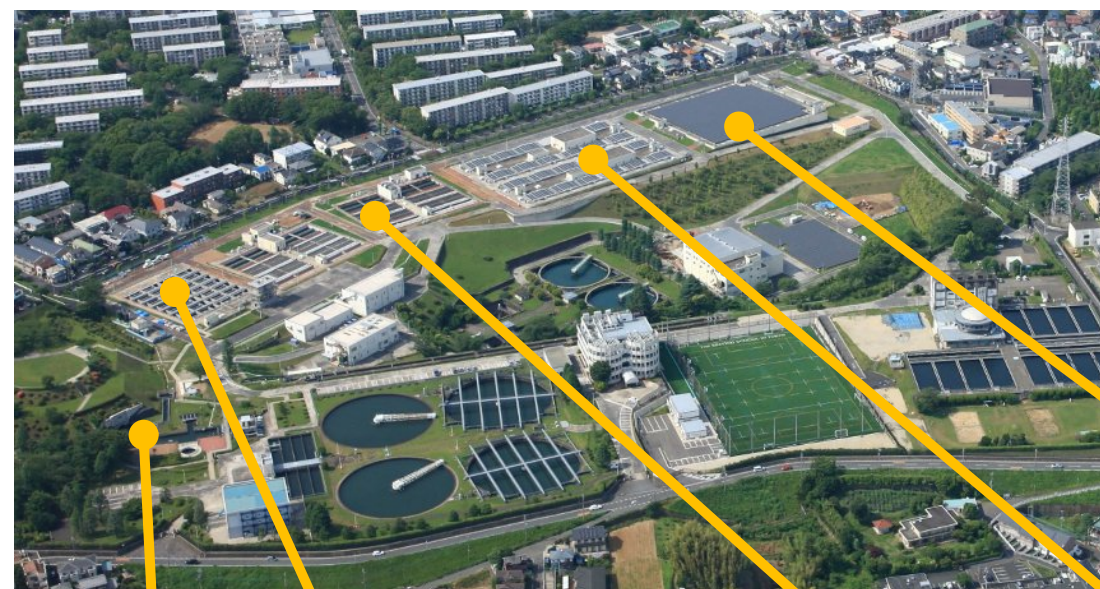
(2) 浄水場の浄水処理方式

川崎市の長沢場水場は、原水の水質状況に対応した浄水施設を整備しています。浄水場の概要は表－1のとおりです。

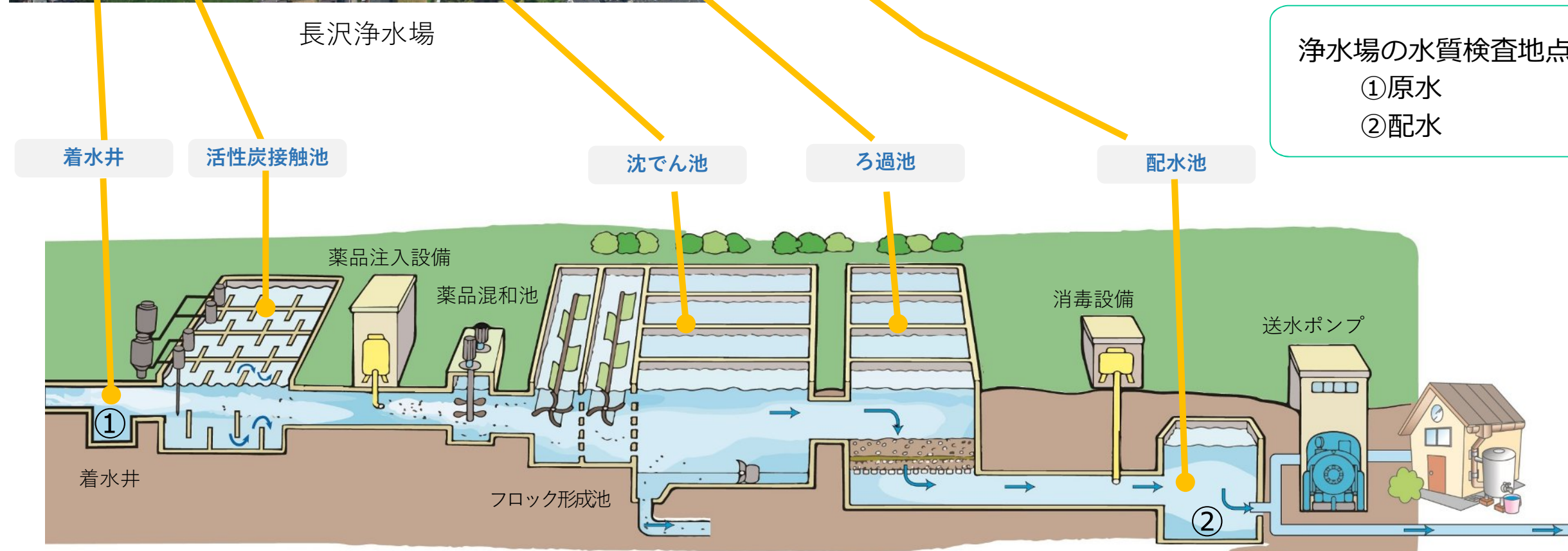
表－1 浄水場の概要

浄水場	長沢浄水場
所在地	川崎市多摩区三田 5－1－1
敷地面積 (m ²)	198,000
施設能力 (m ³ /日)	280,000
原水の種類	相模川水系ダム放流水
沈澱池	傾斜板式
ろ過池	重力式二層ろ過
浄水処理方式	薬品凝集沈澱 急速ろ過 塩素消毒 粉末活性炭*

* 水質異常時等に使用



長沢浄水場



浄水場の水質検査地点

- ① 原水
- ② 配水

図－2 長沢浄水場のしくみ

（３）神奈川県内広域水道企業団からの受水

川崎市上下水道局では、神奈川県内広域水道企業団の西長沢浄水場から用水供給を受けています。西長沢場水場の原水は、酒匂川水系と相模川水系の混合水で、概ね良好な水質です。浄水については神奈川県内広域水道企業団が浄水場出口と受水地点で水質検査を行い水の安全性を確認しています。



飯泉取水堰（酒匂川）



相模大堰（相模川）

（４）給水状況

市内全域約 155 万人に 1 日平均 49 万 3 千 m^3 の給水を行っています。給水状況は、表－２のとおりです。

表－２ 給水状況（令和５年度末）

給水区域	川崎市内
給水面積	144.35 km^2
総人口	1,548,254 人
給水人口	1,548,226 人
普及率	99.99 %
給水栓数	913,226 栓
給水能力	758,200 $\text{m}^3/\text{日}$
一日最大配水量	520,900 $\text{m}^3/\text{日}$
一日平均配水量	492,609 $\text{m}^3/\text{日}$

4 水源から蛇口までの状況と留意すべき水質項目

(1) 水源の水質状況と留意すべき水質項目

相模川水系の水質状況は概ね良好です。留意すべき水質項目を表－3に示します。

表－3 水源での留意すべき水質項目

留意すべき水質項目	原因	対策
臭気・濁度・pH値	富栄養化による植物性プランクトンの発生	空気揚水筒及びアオコフェンスの設置
	降雨等による濁水発生 水源水質事故	相模湖に堆積した土砂の浚せつ 関係機関への水質保全に関する要請活動

(2) 浄水場から蛇口までの留意すべき水質項目と対応

浄水場で使用する薬品や給水管等の影響で留意すべき水質項目を表－4に示します。

表－4 浄水場から蛇口までの留意すべき水質項目と対応

留意すべき水質項目	原因	川崎市の対応
トリハロメタン等	水の中の有機物と消毒剤の反応	消毒剤注入量管理の徹底
塩素酸・臭素酸	消毒剤中の不純物 消毒剤の分解	高純度消毒剤の使用 貯蔵槽の温度管理
鉄・濁度・色度	水道管の老朽化	老朽管の計画的更新
鉛	鉛給水管の使用	使用者への通知
残留塩素	水道管や貯水槽内での滞留による濃度低下	管路整備における管口径の適正化と管網形成 滞留地域の定期的な排水 貯水槽の管理指導（健康福祉局との連携）

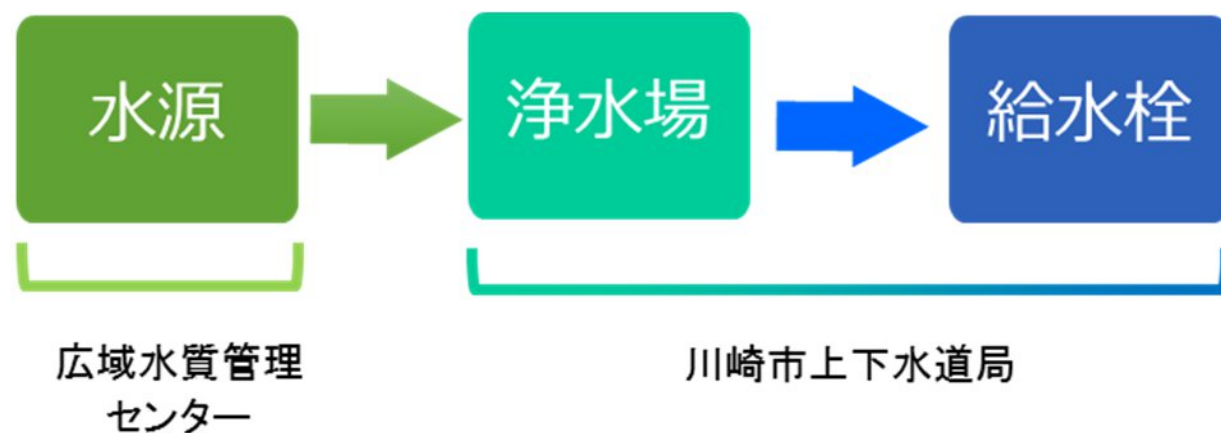
5 水質管理の体制と水質検査の精度

(1) 水質管理の体制

定期的な水質検査は、水源、浄水場及び給水栓で行います。水源は広域水質管理センター※、浄水場から給水栓までは川崎市上下水道局が検査を実施します。給水栓の水質基準の検査は、水道水質検査優良試験所規範（水道G L P：次項(2)参照）に基づく信頼性保障体制のもと自己検査を基本とします。

※広域水質管理センターについて

神奈川県企業庁企業局、横浜市水道局、川崎市上下水道局、横須賀市上下水道局及び神奈川県内広域水道企業団（以下企業団）は、平成 27 年 4 月から広域水質管理センター（企業団に置く）において共同で相模川及び酒匂川水系の水源域における水質検査と水質事故の対応を一元的に実施することにしました。このことにより水源水質検査の効率化と水源水質事故対応の強化が図れています。



図－3 水質管理の体制

(2) 水質検査の精度と信頼性

水質検査は、水道水の安全性を確認するもので高い精度と信頼性の確保が求められます。川崎市上下水道局では、平成 18 年に水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）の認定を取得しました（令和 5 年 1 月に認定更新）。これは水道の水質検査を実施する機関が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、その検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかを

第3者機関（社団法人日本水道協会）が客観的に判断、評価し認定する制度です。今後も水道GLPの運用により水質検査の信頼性と精度の維持向上に努めます。

また、環境省をはじめとした外部精度管理に参加し、水道GLPに基づく品質管理システムに則って内部精度管理を充実させることで、水質検査の分析精度の向上に努めます。



水道GLP認定証



液体クロマトグラフー質量分析計による有機物質の測定



細菌の検査

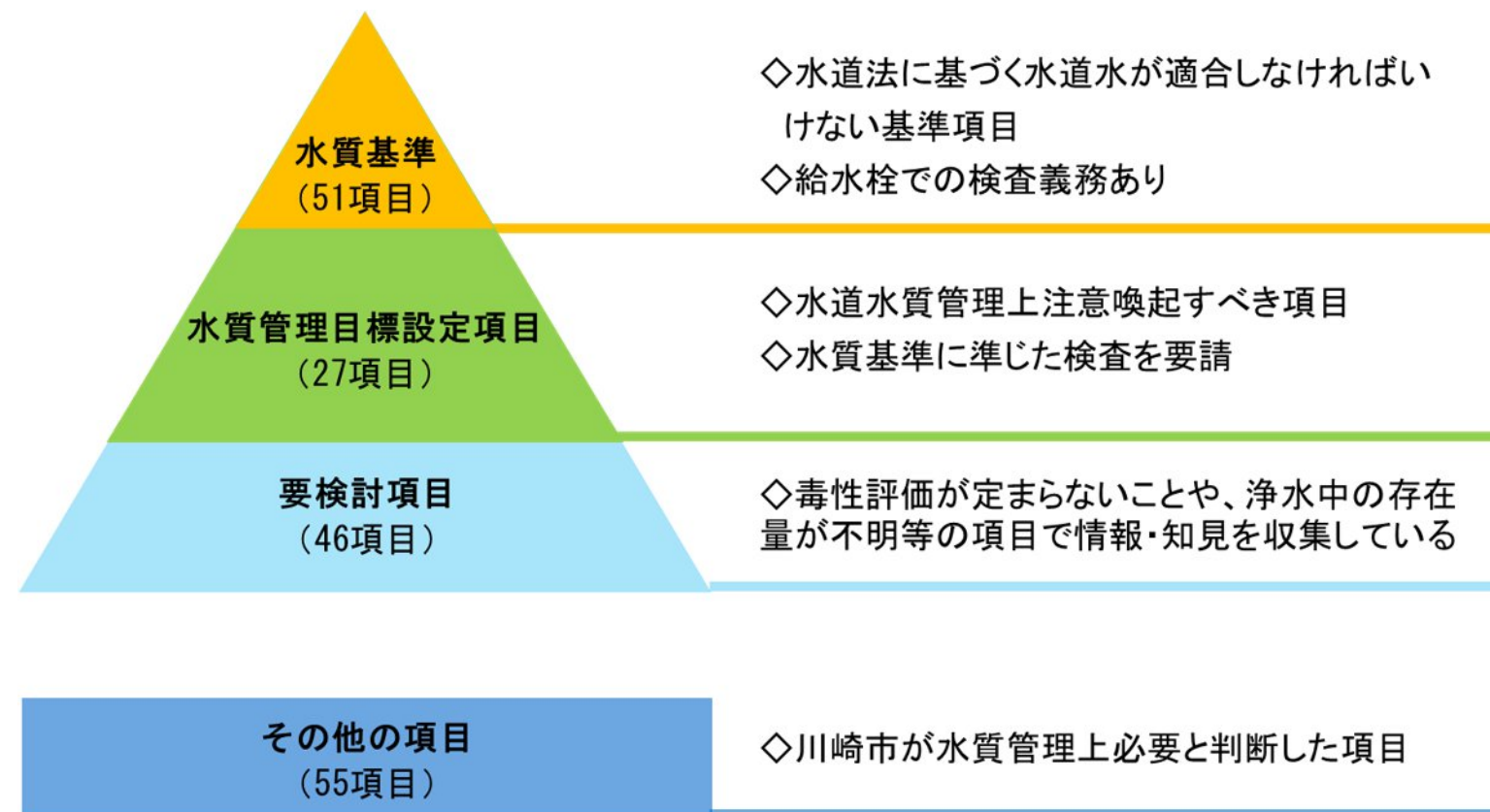
6 定期的な水質検査の項目、地点、頻度

(1) 水質基準等の体系

水道水は水道法に基づく 51 項目の水質基準が定められており、これに適合するものでなければなりません。水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目や、情報・知見の収集が必要な要検討項目が位置付けられています。

また川崎市では、放射性物質やプランクトンなど 55 項目を水質管理上必要な項目と判断しています。

これらの項目から、各検査地点の水質管理に必要な項目について適切な頻度で検査を実施します。



図－4 水質基準等の体系とその他の項目

（２）水源及び浄水場における水質検査

ア 水源

相模川水系の桂川橋、相模湖大橋、弁天橋、三井大橋の４箇所（P.2 ①～④）で水質管理上必要と判断した水質検査を実施します。項目と頻度は別表－１～別表－３（P. 15～17）のとおりです。

イ 浄水場

原水及び配水池水（P.3 ①と②）について水質管理上必要と判断した水質検査を実施します。項目と頻度は別表－１～別表－３（P. 15～17）のとおりです。



図－５ 検査地点ごとの検査の位置付け

（３）給水栓における水質検査

ア 法令で義務付けられている検査

（ア）毎日検査

給水栓では、法令で１日１回以上の色と濁り及び消毒の効果（遊離残留塩素）の検査が義務付けられています。この検査は市内２０か所の給水栓に設置した水質自動測定装置で毎日測定しています。

２０か所の給水栓は、浄水場からの送配水に係る時間や配水系統などを考慮して選定しています（図－７の①～②）。

（イ）水質基準に係る検査

給水栓では毎日検査に加えて水質基準５１項目の検査が義務付けられています。頻度は項目ごとに定められている回数又はそれ以上の回数で実施し、かび臭の原因物質であるジェオスミンと２－メチルイソボルネオールは、それらの原因となる藻類の発生時期に、月に１回以上検査を行います。項目と頻度は別表－１（P. 15）のとおりです。

検査地点は浄水場からの送配水に係る時間や配水系統などを考慮して 11 か所の給水栓を選定しています（図－7の **A** ～ **K** ）。

イ 水質管理上必要と判断した検査

（ア）水質管理目標設定項目

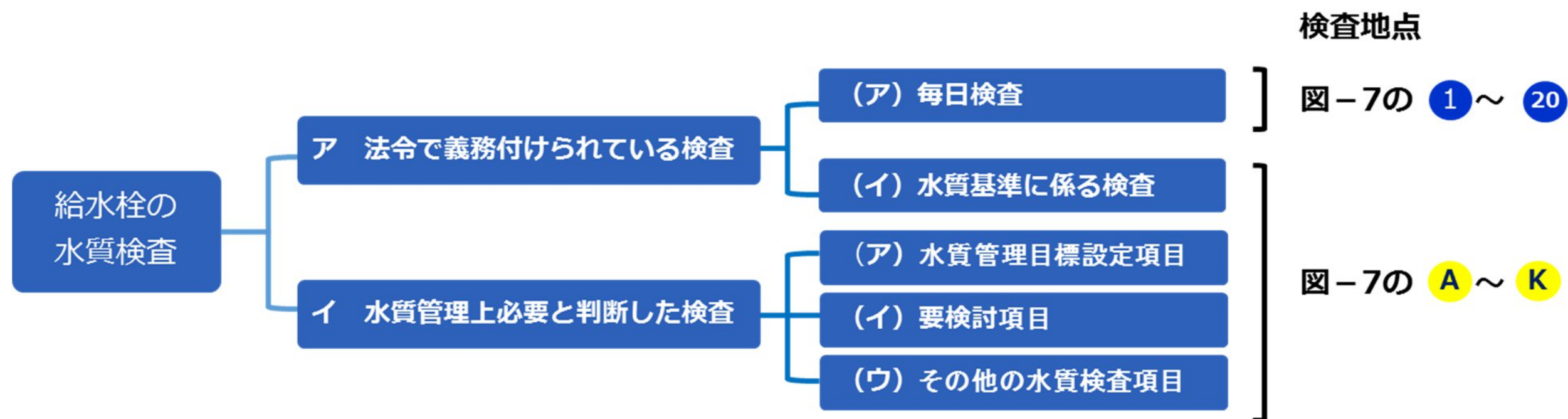
水質管理目標設定項目は水質管理上注意喚起が必要な 27 項目で、水質基準に準じた検査が求められています。このうち給水栓では 22 項目の検査を行います。項目と頻度は別表－2（P. 16）のとおりです。検査地点は水質基準に係る検査と同じ給水栓です。

（イ）要検討項目

要検討項目は水質基準等の見直しのために必要な情報・知見の収集に努めるべきとされている 46 項目です。このうち給水栓では 15 項目を水質管理上必要と判断し検査を行います。項目と頻度は別表－2（P. 16）のとおりです。検査地点は水質基準に係る検査と同じ給水栓です。

（ウ）その他の水質検査項目

その他本市において水質管理上必要と判断した 55 項目のうち、給水栓においては 14 項目の検査を行います。項目と頻度は別表－3（P. 17）のとおりです。検査地点は水質基準に係る検査と同じ給水栓です。



図－6 給水栓における水質検査



給水栓での採水作業

A ~ K
1 ~ 20

ウェブページの水質検査結果書と対応しています。

水質基準に係る検査の検査地点

	検査地点	浄水場・配水系統
A	王禅寺けやき公園	企
K	栗木台山家公園	
C	金程夕木公園	長・企→生田配水池
B	犬蔵さくらの丘公園	長・企→高石配水塔
J	長尾宮前公園	長・企→宮崎配水塔
I	野川第5公園	長
D	溝口南公園	長・企→鷺沼配水池
H	上小田中第5公園	
E	古市場第2公園	長・企→末吉配水池
F	東扇島西公園	
G	中留公園	

毎日検査（水質自動測定装置）の検査地点

	検査地点	浄水場・配水系統
1	白鳥諏訪公園	企
9	虹ヶ丘南公園	
12	麻生市民館岡上分館	
20	新百合ヶ丘西調整池	
3	向原の丘公園横	長・企 ↓ 生田配水池
8	久地の里公園前	
10	上下水道局稲田取水所	
15	多摩区役所道路公園センター	長・企 ↓ 高石配水塔
13	百合丘こども文化センター	
19	犬蔵くすのき公園	
5	蔵敷公園横	長・企 ↓ 宮崎配水塔
14	上下水道局長尾加圧ポンプ所	
2	上下水道局久末ポンプ場	長
6	新川崎ふれあい公園	長・企 ↓ 鷺沼配水池
7	等々力緑地	

長 : 長沢浄水場 ▲
 企 : 企業団西長沢浄水場 ▲

	検査地点	浄水場・配水系統
4	上下水道局入江崎水处理センター	長・企 ↓ 末吉配水池
11	殿町いこいの家	
16	川中島公園	
17	上下水道局京町ポンプ場	
18	上下水道局加瀬水处理センター	



水質自動測定装置

図－7 水質検査地点概要図

7 臨時の水質検査

次の様な事態が生じ水質基準に適合しないおそれのある場合には、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ その他特に必要があると認められるとき



陰イオン・陽イオンの検査

8 水質検査方法

水質検査の方法は水質基準項目、水質管理目標設定項目は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」などに従い行います。また要検討項目とその他の水質検査項目の試験方法については上水試験方法（日本水道協会）などに従い行います。



長沢浄水場における水質検査



陰イオン界面活性剤の検査

9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、上下水道局ウェブサイトで公表します。水質検査計画の冊子は、かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー及び公文書館で閲覧できます。

水質検査の結果（給水栓の水質基準項目）は、毎月ウェブサイトに掲載します。さらに詳しい水質検査結果は毎年度発行する「水質試験年報」でご覧になれます。「水質試験年報」は、ウェブサイト及び中原図書館で閲覧できます。

水質検査計画と水質検査結果以外にもウェブサイトでは水道の水質に関する情報を掲載しています。



川崎市上下水道局水質のページ



川崎市上下水道局 水質のページ

検索



図－8 上下水道局ウェブサイト

10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果については、検査地点ごと、検査項目ごとに水質基準値や過去の検査結果と比較・評価し、異常があれば原因究明等必要な対応を取ります。

水質検査計画については、水質検査結果の評価や法令改正への対応を反映させるため、毎年見直しを行います。

また、水質検査計画や水質検査結果に対するお客さまからのご意見についても、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。

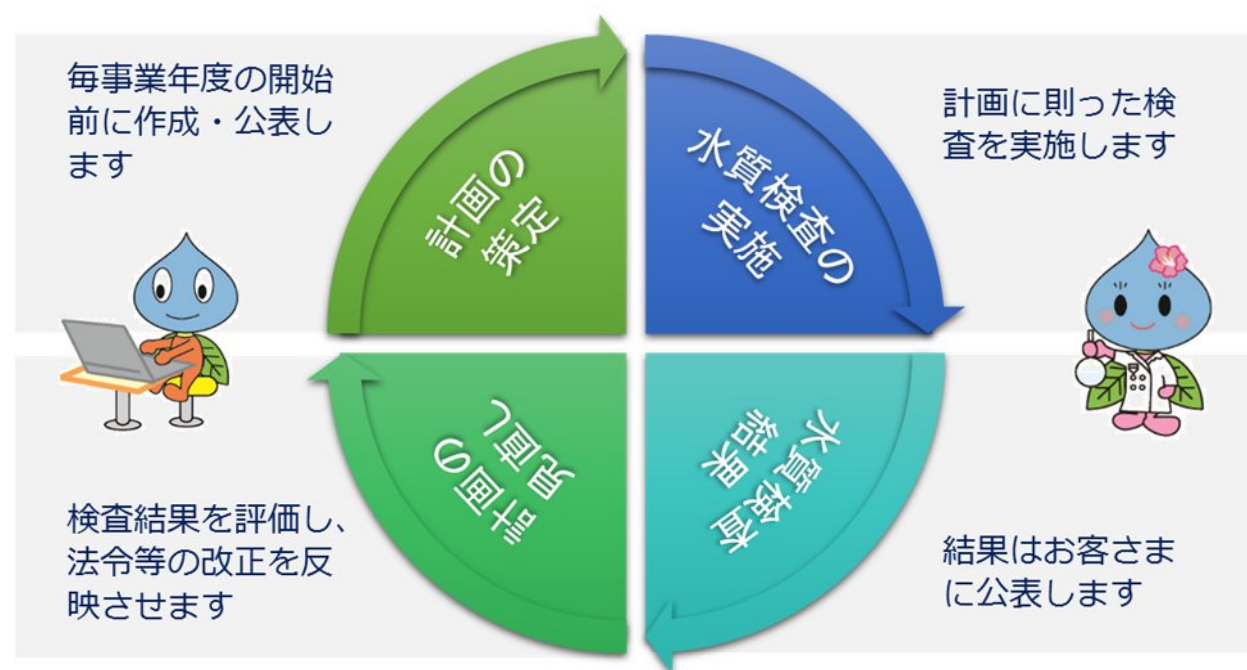


図-9 水質検査計画見直しの流れ

11 関係機関との連携

県内の水道事業者と連携し、水源水質の保全に取り組んでいます。水道水源域で水質事故が発生した場合は、広域水質管理センター（P.6 参照）から情報収集を行うとともに必要に応じて現地調査を行い、浄水場で活性炭を注入するなどの適切な浄水処理を行うことで安全な水道水を供給しています。

また水系感染症発生時の情報提供を健康福祉局から受け、衛生上必要な措置に役立てています。

この「水質検査計画」は毎年度更新し、川崎市上下水道局ウェブサイトで公表します。

水質検査計画策定についてお客さまのご意見、ご質問がございましたら下記までお寄せください。

【連絡先】 川崎市上下水道局水管理センター水道水質担当
〒214-0034 川崎市多摩区三田 5-1-1

電話 044-911-3005

FAX 044-900-9545

メール 80mizukc@city.kawasaki.jp

別表-1 水源、浄水場及び給水栓における水質検査項目と頻度(水質基準項目)

検査頻度(回／年)

分 類	項 目		水 源 (P.2の図-1)				長沢浄水場(P.3の図-2)	
			①桂川橋	②相模湖大橋	③弁天橋	④三井大橋	①原水	②配水
水 質 基 準 項 目	病原生物の指標	1 一般細菌	12	12	12	12	12	24
		2 大腸菌	12	12	12	12	12	24
	無機物・重金属	3 カドミウム及びその化合物	4	—	4	—	4	4
		4 水銀及びその化合物	4	—	4	—	4	4
		5 セレン及びその化合物	4	—	4	—	4	4
		6 鉛及びその化合物	4	—	4	—	4	4
		7 ヒ素及びその化合物	4	—	4	—	4	4
		8 六価クロム化合物	4	—	4	—	4	4
		9 亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	—	4	—	4	4
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12
		12 フッ素及びその化合物	12	12	12	12	12	12
		13 ホウ素及びその化合物	4	—	4	—	4	4
	一般有機物	14 四塩化炭素	4	—	4	—	4	4
		15 1,4-ジオキサン	4	—	4	—	4	4
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	—	4	—	4	4
		17 ジクロロメタン	4	—	4	—	4	4
		18 テトラクロロエチレン	4	—	4	—	4	4
		19 トリクロロエチレン	4	—	4	—	4	4
		20 ベンゼン	4	—	4	—	4	4
	消毒副生成物	21 塩素酸	—	—	—	—	—	12
		22 クロロ酢酸	—	—	—	—	—	4
		23 クロロホルム	4	—	4	—	4	4
		24 ジクロロ酢酸	—	—	—	—	—	4
		25 ジブロモクロロメタン	4	—	4	—	4	4
		26 臭素酸	—	—	4	—	4	4
		27 総トリハロメタン	4	—	4	—	4	4
		28 トリクロロ酢酸	—	—	—	—	—	4
		29 ブロモジクロロメタン	4	—	4	—	4	4
		30 ブロモホルム	4	—	4	—	4	4
		31 ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	4
	色	32 亜鉛及びその化合物	4	—	4	—	4	4
		33 アルミニウム及びその化合物	4	—	4	—	12	12
		34 鉄及びその化合物	12	12	12	12	12	12
		35 銅及びその化合物	4	—	4	—	4	4
	味覚色	36 ナトリウム及びその化合物	4	—	4	—	4	4
	味覚	37 マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12	12
		38 塩化物イオン	12	12	12	12	12	12
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	12	12	12	4	4
	発 泡	40 蒸発残留物	—	—	4	—	4	4
		41 陰イオン界面活性剤	4	—	4	—	4	4
	臭気	42 ジェオスミン	—	36	36	12	適宜	適宜
		43 2-メチルイソボルネオール	—	36	36	12	適宜	適宜
	発 泡臭気	44 非イオン界面活性剤	4	—	4	—	4	4
	味 覚	45 フェノール類	4	—	4	—	4	4
		46 有機物(全有機炭素TOCの量)	12	12	12	12	12	12
	基礎的性状	47 pH値	12	36	36	12	244	244
		48 味	—	—	—	—	—	244
		49 臭気	12	36	36	12	244	244
		50 色度	12	12	12	12	244	244
		51 濁度	12	36	36	12	244	244

給水栓(P.11の図-7 A ~ K)				項 目	
川崎市の検査頻度	法令で定められている検査頻度	過去3年間の最大値 R3.4.1～R6.3.31	基 準		
1箇月に1回	1箇月に1回以上 *1	2	1mL中集落数100以下	一般細菌	1
		不検出	検出されないこと	大腸菌	2
3箇月に1回	3箇月に1回以上 *2	0.0001未満	0.003mg/L以下	カドミウム及びその化合物	3
		0.00005未満	0.0005mg/L以下	水銀及びその化合物	4
		0.001未満	0.01mg/L以下	セレン及びその化合物	5
		0.001未満	0.01mg/L以下	鉛及びその化合物	6
		0.001未満	0.01mg/L以下	ヒ素及びその化合物	7
		0.001未満	0.02mg/L以下	六価クロム化合物	8
		0.004未満	0.04mg/L以下	亜硝酸態窒素	9
		0.001未満	0.01mg/L以下	シアン化物イオン及び塩化シアン	10
		1.2	10mg/L以下	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	11
		0.12	0.8mg/L以下	フッ素及びその化合物	12
		0.02	1.0mg/L以下	ホウ素及びその化合物	13
		0.0001未満	0.002mg/L以下	四塩化炭素	14
		0.0005未満	0.05mg/L以下	1,4-ジオキサン	15
3箇月に1回	3箇月に1回以上 *2	0.0002未満	0.04mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	16
		0.0001未満	0.02mg/L以下	ジクロロメタン	17
		0.0001未満	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	18
		0.0001未満	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	19
		0.0001未満	0.01mg/L以下	ベンゼン	20
		0.06	0.6mg/L以下	塩素酸	21
		0.001未満	0.02mg/L以下	クロロ酢酸	22
		0.015	0.06mg/L以下	クロロホルム	23
		0.005	0.03mg/L以下	ジクロロ酢酸	24
		0.0013	0.1mg/L以下	ジブロモクロロメタン	25
		0.001未満	0.01mg/L以下	臭素酸	26
		0.022	0.1mg/L以下	総トリハロメタン	27
		0.011	0.03mg/L以下	トリクロロ酢酸	28
3箇月に1回	3箇月に1回以上 *2	0.0056	0.03mg/L以下	ブロモジクロロメタン	29
		0.0001未満	0.09mg/L以下	ブロモホルム	30
		0.007	0.08mg/L以下	ホルムアルデヒド	31
		0.006	1.0mg/L以下	亜鉛及びその化合物	32
		0.039	0.2mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	33
		0.016	0.3mg/L以下	鉄及びその化合物	34
		0.007	1.0mg/L以下	銅及びその化合物	35
		8.9	200mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	36
		0.001	0.05mg/L以下	マンガン及びその化合物	37
1箇月に1回	1箇月に1回以上 *1	9.7	200mg/L以下	塩化物イオン	38
3箇月に1回	3箇月に1回以上 *2	66	300mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	39
		150	500mg/L以下	蒸発残留物	40
原因藻類発生時期に1箇月に1回以上	原因藻類発生時期に1箇月に1回以上 *3	0.005未満	0.2mg/L以下	陰イオン界面活性剤	41
		0.000003	0.00001mg/L以下	ジェオスミン	42
3箇月に1回	3箇月に1回以上 *2	0.000002	0.00001mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	43
		0.005未満	0.02mg/L以下	非イオン界面活性剤	44
1箇月に1回	1箇月に1回以上 *1	0.0005未満	0.005mg/L以下	フェノール類	45
		0.6	3mg/L以下	有機物(全有機炭素TOCの量)	46
		7.7	5.8 以上 8.6 以下	pH値	47
		異常なし	異常でないこと	味	48
		異常なし	異常でないこと	臭気	49
		0.5未満	5度以下	色度	50
		0.1未満	2度以下	濁度	51

◇法令で定められている検査頻度と該当法令

- *1 おおむね1箇月に1回以上

*2 おおむね3箇月に1回以上

*3 おおむね1箇月に1回以上(臭気の原因となる藻類の発生時期)
- 水道法施行規則第15条第1項第3号イ

水道法施行規則第15条第1項第3号ハ

水道法施行規則第15条第1項第3号ロ

別表-2 水源、浄水場及び給水栓における水質検査項目と頻度(水質管理目標設定項目・要検討項目)

検査頻度(回／年)

項 目		水 源 (P.2の図-1)				長沢浄水場(P.3の図-2)		
		①桂川橋	②相模湖大橋	③弁天橋	④三井大橋	①原水	②配水	
水 質 管 理 目 標 設 定 項 目	1	アンチモン及びその化合物	4	—	4	—	4	4
	2	ウラン及びその化合物	4	—	4	—	4	4
	3	ニッケル及びその化合物	4	—	4	—	4	4
	5	1,2-ジクロロエタン	4	—	4	—	4	4
	8	トルエン	4	—	4	—	4	4
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—	—	—	4	4
	10	亜塩素酸	—	—	—	—	—	4
	12	二酸化塩素 *1	—	—	—	—	—	—
	13	ジクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	4
	14	抱水クロラール	—	—	—	—	—	4
	15	農薬類	6	—	6	—	6	6
	16	残留塩素	—	—	—	—	—	52
	17	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	12	12	12	12	4	4
	18	マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12	12
	19	遊離炭酸	—	—	—	—	4	4
	20	1,1,1-トリクロロエタン	4	—	4	—	4	4
	21	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	4	—	4	—	4	4
	22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量) *2	—	—	—	—	—	—
	23	臭気強度(TON)	12	36	36	12	適宜	適宜
	24	蒸発残留物	—	—	4	—	4	4
	25	濁度	12	36	36	12	244	244
	26	pH値	12	36	36	12	244	244
	27	腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	—	4	4
	28	従属栄養細菌	12	12	12	12	12	12
	29	1,1-ジクロロエチレン	4	—	4	—	4	4
	30	アルミニウム及びその化合物	4	—	4	—	12	12
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオktan酸(PFOA)	—	—	—	—	4	4

4、6、7および11は欠番です。
*1 消毒剤として使用していないため検査を省略します。
*2 水質基準項目として有機物(全有機炭素TOCの量)の検査を行っているので省略します。

項 目 *6			水 源 (P.2の図-1)		長沢浄水場(P.3の図-2)	
			①桂川橋	③弁天橋	①原水	②配水
要 検 討 項 目	1	銀及びその化合物	4	4	4	4
	2	バリウム及びその化合物	4	4	4	4
	3	ビスマス及びその化合物	4	4	4	4
	4	モリブデン及びその化合物	4	4	4	4
	5	ダイオキシン類	—	1 *7	—	1
	6	フタル酸ジ(n-ブチル)	—	—	4	4
	7	フタル酸ブチルベンジル	—	—	4	4
	8	ブロモクロロ酢酸	—	—	—	4
	9	ブロモジクロロ酢酸	—	—	—	4
	10	ジブロモクロロ酢酸	—	—	—	4
	11	ブロモ酢酸	—	—	—	4
	12	ジブロモ酢酸	—	—	—	4
	13	トリブロモ酢酸	—	—	—	4
	14	トリクロロアセトニトリル	—	—	—	4
	15	ブロモクロロアセトニトリル	—	—	—	4
	16	ジブロモアセトニトリル	—	—	—	4
	17	アセトアルデヒド	—	—	—	4
	18	キシレン	4	4	4	4
	19	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—	—	4	4

給水栓(P.11の図-7)		項 目
A ~ K	目標値	
4	0.02mg/L以下	アンチモン及びその化合物
4	0.002mg/L以下(暫定)	ウラン及びその化合物
4	0.02mg/L以下	ニッケル及びその化合物
4	0.004mg/L以下	1,2-ジクロロエタン
4	0.4mg/L以下	トルエン
— *3	0.08mg/L以下	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
4	0.6mg/L以下	亜塩素酸
—	0.6mg/L以下	二酸化塩素
4	0.01mg/L以下(暫定)	ジクロロアセトニトリル
4	0.02mg/L以下(暫定)	抱水クロラール
— *4	1以下	農薬類
12	1mg/L以下	残留塩素
4	10～100mg/L	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
4	0.01mg/L以下	マンガン及びその化合物
4	20mg/L以下	遊離炭酸
4	0.3mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン
4	0.02mg/L以下	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル
—	3mg/L以下	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)
適宜	3以下	臭気強度(TON)
4	30～200mg/L	蒸発残留物
12	1度以下	濁度
12	7.5程度	pH値
4	-1～0	腐食性(ランゲリア指数)
12	1mL中集落数2,000以下(暫定)	従属栄養細菌
4	0.1mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン
4	0.1mg/L以下	アルミニウム及びその化合物
— *5	0.00005mg/L以下(暫定)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオktan酸(PFOA)

*3、*4、*5 送配水の間に濃度が上昇しないことから、浄水場の配水で実施します。

給水栓(P.11の図-7)		項 目
A ~ K	目標値	
4	—	銀及びその化合物
4	0.7mg/L以下	バリウム及びその化合物
4	—	ビスマス及びその化合物
4	0.07mg/L以下	モリブデン及びその化合物
—	1pgTEQ/L以下(暫定)	ダイオキシン類
—	0.01mg/L以下	フタル酸ジ(<i>n</i> -ブチル)
—	0.5mg/L以下	フタル酸ブチルベンジル
4	—	ブロモクロロ酢酸
4	—	ブロモジクロロ酢酸
4	—	ジブロモクロロ酢酸
4	—	ブロモ酢酸
4	—	ジブロモ酢酸
4	—	トリブロモ酢酸
4	—	トリクロロアセトニトリル
4	—	ブロモクロロアセトニトリル
4	0.06mg/L以下	ジブロモアセトニトリル
4	—	アセトアルデヒド
4	0.4mg/L以下	キシレン
—	—	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)

*6 要検討項目のうち検査を実施している項目のみ抽出しています

*7 津久井分水池(P.2 図-1参照)において実施しています

R7年度からマイクロキスチン-LRを削除
R7年度からブロモジクロロ酢酸、ジブロモクロロ酢酸、トリブロモ酢酸を追加

別表-3 水源、浄水場及び給水栓における水質検査項目と頻度（その他の項目）

数字は年間検査頻度

項 目		水 源 （P.2の図-1）				長沢浄水場(P.3の図-2)		給水栓 (P.11の図-7)
		①桂川橋	②相模湖 大橋	③弁天橋	④三井大橋	①原水	②配水	A ～ K
1	水温	12	36	36	12	244	244	12
2	アンモニア態窒素	12	12	12	12	52	52	—
3	生物化学的酸素要求量(BOD)	12	—	—	—	—	—	—
4	化学的酸素要求量(COD)	—	12	12	12	—	—	—
5	紫外線吸光度(260nm)	12	—	12	—	—	—	—
6	全窒素	12	12	12	12	—	—	—
7	全りん	12	12	12	12	—	—	—
8	りん酸イオン	12	12	12	12	—	—	—
9	トリハロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
10	クロロホルム生成能	—	—	—	—	4	—	—
11	ジブロモクロロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
12	ブロモジクロロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
13	ブロモホルム生成能	—	—	—	—	4	—	—
14	総アルカリ度	12	—	12	—	244	4	—
15	溶存酸素	12	12	12	12	2	—	—
16	酸素飽和百分率	12	12	12	12	—	—	—
17	硫酸イオン	12	12	12	12	12	12	12
18	溶性ケイ酸	—	12	4	—	2	2	—
19	透明度	—	12	—	—	—	—	—
20	電気伝導率	12	12	12	12	52	52	12
21	放射能	—	—	—	—	1	—	—
22	セシウム134	*	—	—	—	適宜	適宜	—
23	セシウム137	*	—	—	—	適宜	適宜	—
24	臭素イオン	12	12	12	4	—	—	—
25	りん酸態りん	12	12	12	12	—	—	—
26	硝酸態窒素	12	12	12	12	—	—	—
27	無機態窒素	12	12	12	12	—	—	—
28	塩素要求量	—	—	—	—	12	—	—
29	マグネシウム	4	—	4	—	4	4	4

数字は年間検査頻度

項 目		水 源 （P.2の図-1）				長沢浄水場(P.3の図-2)		給水栓 (P.11の図-7)
		①桂川橋	②相模湖 大橋	③弁天橋	④三井大橋	①原水	②配水	A ～ K
30	カリウム	4	—	4	—	4	4	4
31	カルシウム	4	—	4	—	4	4	4
32	鉄イオン	12	12	12	12	—	—	—
33	溶存マンガン	12	12	12	12	12	12	—
34	クロロフィルa	—	12	—	12	—	—	—
35	遊離残留塩素	—	—	—	—	—	244	12
36	結合残留塩素	—	—	—	—	—	52	—
37	p-ジクロロベンゼン	4	—	4	—	4	4	4
38	1,2-ジクロロプロパン	4	—	4	—	4	4	4
39	1,1,2-トリクロロエタン	4	—	4	—	4	4	4
40	クロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	4	4
41	ブロモアセトニトリル	—	—	—	—	—	4	4
42	ジェオスミン溶存態	—	36	36	12	適宜	—	—
43	2-メチルイソボルネオール溶存態	—	36	36	12	適宜	—	—
44	植物プランクトン	12	12	12	12	51	24	—
45	動物プランクトン	12	12	12	12	—	12	—
46	クリプトスポリジウム	—	—	—	—	4	適宜	適宜
47	ジアルジア	—	—	—	—	4	適宜	適宜
48	大腸菌群	12	12	12	12	12	24	—
49	糞便性連鎖球菌	12	12	12	12	—	—	—
50	嫌気性芽胞菌(ウェルシュ菌芽胞)	—	—	—	—	4	—	—
51	ウェルシュ菌	12	12	12	12	—	—	—
52	りん酸態りん負荷量	12	—	12	—	—	—	—
53	全りん負荷量	12	—	12	—	—	—	—
54	無機態窒素負荷量	12	—	12	—	—	—	—
55	全窒素負荷量	12	—	12	—	—	—	—

* 水道水中の放射性物質に係る管理目標値：放射性セシウム（セシウム134とセシウム137の含量）で 10 Bq/kg 以下。

R7年度からマイクロスチン-RR、マイクロスチン-YRを削除